

豊見城市立伊良波中学校 学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 豊見城市いじめ防止基本方針の理念

いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうる問題である。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、更に学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成される必要がある。

豊見城市いじめ防止基本方針は、上記のことを踏まえ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを強く念頭に置いて行う。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法2条において、次のように定められている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

3 いじめの理解と判断

上記2のいじめの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする生徒の立場に立つことが必要である。

- (1) 「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの何らかの人間関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを強要させられたりすることなどを意味する。
- (3) 遊びやふざけあい、またはけんかであっても、いじめに該当するか否か判断する。

※ 見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。

(4) いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることを鑑み、それだけに限定しない。

例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。

例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。

※ 上記の例に関しても、加害行為を行った生徒については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

※ 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

【いじめ防止対策推進法 第22条】

○ 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- ⑧ 性的ないたづらをされる。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取組み

(1) いじめの防止について

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、各種機会を通して、平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは絶対にゆるされない」という雰囲気を学校で醸成する。

② いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめの背景には、人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、児童生徒がストレスに適切に対処できる力を育み、お互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

③ いじめを生まない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通して生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できるような豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するような態度を養う。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、他者の役に立っていると実感できるような学級経営、学校風土づくりに努め、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。また、生徒が様々な体験を通して困難な状況を乗り越え、自己肯定感を高められるように指導・支援する。

2 いじめの早期発見について

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいなどを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候も、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ①学校定期アンケート・・・4月、6月、7月、10月、11月、1月、2月、3月
 - ②市いじめアンケート・・・5月、9月、12月
- (2) 生徒および保護者、職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。また、教育相談等で得た生徒の個人情報、学年・学校全体で共有し適切に管理する。
- (3) 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

※情報共有すべき内容：いつ・どこで・誰が・何を・どのように

3 いじめの早期解決および、いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応する。さらに、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、社会性の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - ① いじめを疑われる行為を発見した場合、その行為を止めるとともに、早めの段階から関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
 - ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、一人で抱え込まず、学年職員および「生徒指導委員会」で情報を共有する。
 - ③ 発見通報を受けた場合には、学年生徒指導や学年主任を中心に「生徒指導委員会」と連携し、学年職員で速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実、有無の確認を行う。
 - ④ いじめの事実、確認の結果は、校長が責任を持って豊見城教育委員会に報告する。また、学年や「生徒指導委員会」の職員は、被害・加害生徒の保護者へ連絡する。
 - ⑤ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、関係機関（児相、警察署、市担当課）に通報し、援助を求める。
- (2) いじめられた生徒（被害生徒）または、その保護者への対応
 - ① いじめられている生徒の自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行う。その際には、生徒の個人情報の取り扱いやプライバシーに配慮する。保護者には、家庭訪問等により、速やかに事実関係を伝える。
 - ② いじめられた生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
 - ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。SCなどの協力も得る。
 - ④ いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるように、環境の確保に取り組む。
 - ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- (3) いじめた生徒（加害生徒）への指導または、その保護者への助言
 - ① いじめた生徒からも事実確認の聴取を行う。複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。

- ② 事実確認を聴取した際には、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求める。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、他機関との連携も含め、毅然と対応する。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせるまたは、誰かに知らされる勇気を持つように伝える。
- ② はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせる。
- ③ 全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う支持的風土のある集団づくりを進める。

(5) ネット上でのいじめへの対応

- ① ネット上（SNS・アプリ・メール）などを利用したいじめなどは、発見が困難である。したがって、情報モラル教育を充実、徹底する。また保護者へも、家庭内で使用について理解を求めていく。
- ② ネット上で不適切な書き込み等があった場合には、プロバイダや法務局の協力を求め、重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止対策委員会）

いじめの未然防止並びに再発防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」として常設の組織（生徒指導委員会）を以下の通り配置する。

(1) 委員会の構成と構成員

- ①生徒指導委員会（週1回開催：毎週金曜4校時）
構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、SSW、養護教諭、スクールサポーター（県警）。
- ②教育相談委員会（週1回開催：毎週木曜4校時）
構成員：校長、教頭、教育相談担当（児童生徒支援加配）、生徒指導主事、学年教育相談担当、SSW、養護教諭。
- ③いじめ防止対策委員会（適宜：基本、毎月最終金曜4校時）
構成員：①のメンバーで構成する。必要に応じて②のメンバーを加え構成する。

(2) いじめ問題に取り組むための情報共有の方法

- ①いじめ対応確認表（校内統一）で情報を共有する。※様式は最後のページに添付

5 重大事態への対処

「重大事態」に該当するいじめとは

第28条 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「重大事態」に対処する組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

【いじめ防止対策推進法】

(1) 重大事態の意味

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは
 - ア 生徒が、自殺を企図した場合。
 - イ 身体に重大な障害を負った場合。
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合。
 - エ 精神性の疾患を発症した場合。
- ② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会または学校の判断で重大事態と認識する。
- ③ その他の場合
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 対処

- ① 重大事態が発生した旨を、豊見城市教育委員会に速やかに報告する。

(3) 重大事態の調査（重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う）

- ① アンケート実施
 - ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る。
 - ・ アンケート対象は、状況に合わせて決定する。（クラス、学年、部活動等）
- ② 面談実施
 - ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動等関係のある生徒。
 - ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聞き取りを行う。

(4) 調査結果の情報提供および報告

- ① 被害生徒・保護者への報告。
- ② 教育委員会および市長へ報告。

6 家庭や地域、関係機関との連携

生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者および関係機関との連携を図りつつ、学校の内外問わずいじめの防止および早期発見に取り組む。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

- (1) 家庭や地域に対して、いじめは重大な人権侵害である、絶対に許されない行為であるという認識を周知、徹底する。
- (2) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通して、生徒の状況と対策について協議する。
- (3) 豊見城市教育委員会と相談しながら、事実関係についていじめを受けた生徒や保護者に対して説明し、必要な情報を適宜・適切に提供する。

7 いじめ防止等にかかる取り組みの検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめ防止にかかる取り組みについて適切に行うようにする。特に、学校評価においては、日ごろからいじめ問題に対して迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるようにし、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。

〇いじめ防止にかかる評価は、以下の観点についてその項目を工夫する。

- (1) いじめ防止およびいじめの早期発見の取り組み状況
- (2) いじめへの対処の取り組み状況
- (3) 組織的体制の機能と組織的取り組みの状況